

武蔵野市消費者団体登録要綱（平成13年7月1日）

最終改正 平成28年4月1日

（趣旨）

第1条 この要綱は、武蔵野市消費者ルーム管理運営規則（平成28年4月武蔵野市規則第66号）第3条に規定する消費者団体（以下「団体」という。）の登録について必要な事項を定めるものとする。

（登録の要件）

第2条 登録することができる団体の要件は、次のとおりとする。

- (1) 消費生活に関する活動を継続的かつ計画的に行う団体であること。
- (2) 営利活動、宗教活動又は政治活動を専ら目的とする団体ではないこと。
- (3) 団体の組織及び運営に関し、次の要件を備えていること。

ア 団体の構成人員が5人以上で、その構成員の2分の1以上が武蔵野市内に在住、在勤又は在学していること。

イ 団体の主たる活動の場又は事務所を武蔵野市内に有すること。

ウ 団体の代表者が武蔵野市内に在住、在勤又は在学していること。

エ 団体の組織及び活動のための規約を有すること。

（登録の申請）

第3条 登録を希望する団体は、武蔵野市消費者団体登録申請書（兼登録台帳）（第1号様式）に次の書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 団体規約
- (2) 消費者団体役員・会員名簿（第2号様式）

（登録の認定）

第4条 市長は、前条の規定による申請により、当該団体が第2条に規定する要件に該当すると認めるときは、武蔵野市消費者団体として登録し、文書により当該団体に通知する。

2 市長は、当該団体が第2条に規定する要件に該当しないと認めるときは、その旨を文書により当該団体に通知する。

（登録の期間）

第5条 団体の登録の期間は、登録された日の属する年度の末日までとする。

2 翌年度以降においても登録の継続を希望する団体は、3月31日までに武蔵野市消費者団体登録更新届（第3号様式）を市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、第2条に規定する要件に該当しない場合を除き、更新を認めるものとする。

（登録の変更及び解散）

第6条 登録団体は、団体の規約、役員及び事務所等に変更があったとき又は団体を解散したとき若しくは第2条に規定する要件に該当しなくなったときは、速やかに武蔵野市消費者団体登録変更届（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（登録の抹消）

第7条 市長は、登録団体が解散したとき又は第2条に規定する要件に該当しないと認めるときは、

当該団体の登録を抹消するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成13年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年2月7日から適用する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。